

# 対馬歴史民俗資料館報

第 11 号  
昭和63年 2 月

編集・発行  
長崎県立対馬歴史民俗資料館  
対馬原町今敷  
郵便番号 817  
電 (09205) - 2 - 3687  
印刷所  
長崎栄町 6 - 23  
昭和堂印刷  
電 (0958) 21 - 1234

## 古代対馬の 郡郷制序説

永留久恵

対馬の国(島)名については、前に「対馬国名沿革」を書いたことがある。対馬が北部を上県、南部を下県と呼ばれた由来についてもその時触れたが、律令制施行により、この上・下の県が「郡」となり、上県郡下県郡という。この両郡管内の郷については『和名抄』に見える下県郡五郷(伊奈、向日、久須、三根、佐護)と、上県郡四郷(加志、雞知、玉調、豆酸)の外、二・三の脱漏が指摘され、その郷域比定についても

幾多の異説があつてまだ決着をみていない。この『和名抄』記載の郡・郷について、郷土史学の先達陶山訥庵は、名著『津島紀略』(元録一二年序、享保二年改訂)において、先ず『和名抄』の郡名は上県と下県が反対になつてゐる誤りを指摘し、次に記載された九郷名で、玉調と向日だけが現在の村名にないことから、これは地名が変わつたものとみて、「後世、その旧号を失し、新号を称するものな

らん」と考察した。そして玉調については、

大船越の北に、玉調と号する浦あれども、この浦狭くして平地なく、また要地に非ざれば、以て古の玉調となすべからず。

と述べ、浅海の一角に玉調という無人の浦があることを知つてはいたがこの地は古代の玉調とは考えられないとした上で、古への玉調は現在の仁位ではないかと説いている。仁位は浅海は玉貝の産地で、ニイの地名を瓊と解すれば、和多都美神社の鎮座地でもあることから、多くの支持を得たことは確かである。

この訥庵が指摘した郡名の誤りには誰も異存があらうはずはなく、錯誤を正して読むのが定説となつてゐる。また玉調郷を仁位とする説は、『大日本地名辞書』(吉田東伍)に容れられたが、これには上・下の郡界を誤認した重大な問題がある。

近世仁位郷は下県郡に属しているが、古制では上県郡に属していたはずで、そうなると下県郡にあった玉調郷を仁位に比定するのは無理ではないかとして、訥庵が否定した玉調浦を見直したのは、『対馬島誌』の編者(日野清三郎)である。

一方『日本地理志料』は、玉調郷を佐須の地域に比定している。その根拠は元録の「国郡地図」に高月村があることから、この高月を玉調の転とみたのである。ところがこの高月は今中世文書に「かうつき」と見える現在の上槻であることを知るならば、「たまつき」の転でないことは自明であらう。

なお『地理志料』が仁位郷を『和名抄』の脱漏として、これを補つたのはよいが、ただし下県郡としてゐるのはいだけない。そこで所在不明の向日を何日の誤記とみて、仁位に比定した説が面白い。また『地理志料』は、向日は日高の錯倒とみて比田勝を日高津とし、その郷域は島の北部、近世豊崎郷の地に比定してゐる。なお向日は問日の誤りとみて豊に比定した説もある。

以上の研究史を踏まえて、筆者は以前考古資料より考察した小論を草し、『古代史の鍵・対馬』(一九七五

年)に挿んだが、その要点は、玉調浦で古代遺跡を発掘調査した資料から、この地が古代玉調であり、その郷域は旧船越村地区であることを説明し、また与良郷、佐須郷と、上県の東北部に一郷補う考えを示唆したが、以来持論として増幅してきた。その後『長崎県史』古代史編(竹内理三)において、玉調郷については筆者の説も取り上げられ、諸説並記されたうえで、

旧、高月村説と、仁位村説と、玉調浦説と、三者いずれもその論拠に甲乙はつけがたい。後日の検討を待たねばなるまい。と結ばれている。そこで自説を補強再構築した論考を用意したが、近くそれを出す手筈となり、この小稿はその序説である。

本論では、先ず上・下の郡界を史料によって確定し、そのうえで玉調郷の問題を整理する。次いで平安期の史料によって与良郷の存在を考証し、また中世史料より類推し当地の考古資料と、地理的・歴史的環境からみて、中世の佐須郡、仁位郡、豊崎郡が、古代の郷として存在した蓋然性を説明したい。

そして、各地域の古代遺跡と、歴史地理的情况から推して、それぞれ

の郷域内の古代村落を分析し、およその戸数を推計した。そのうえで、上県郡六郷、下県郡六郷の配分が、

最も均衡のとれた形になることを図表によって説明したい。

## 改印のない皿秤

日野義彦

江戸時代、將軍の代替りごとに、巡検使が全国に派遣され、治政の状況を監察した。巡検使とことなり、経済掌握の度量衡の秤惣改めを、幕府は秤座に命じた。

承応二年(一六五三)、幕府は江戸の守隨氏・京都の神氏を秤座に公許した。そして守隨氏に東国、神氏に西国の各々向けの秤製造・販売の独占、さらに秤検定の改めの際、悪秤の没収等の権限を賦与した。

西国対馬の秤改めは京都秤師神善四郎名代によって、明和七年(一七七〇)、享和元年(一八〇二)、天保四年(一八三三)、嘉永元年(一八四八)、対馬の府中(厳原)で実施された。

神善四郎は寛保三年(一七四三)、

幕府寺社奉行から西三十五カ国一円の秤改めの触状を得た。翌四年(一七四四)、対馬の秤改めに西下すると、京都役は報じたが、渡島しなかつた。

宝歴十一年(一七六一)、西国十四カ国の秤改めを仰せつけられた神善四郎が対馬は未実施につき、渡島すると京都役から通知があった。町方は一町毎、郷村も一村毎に、衡器の秤・千木・皿秤を別々に書き出し、定められた場所・期日に持参のこと。

改め場所は一カ所。はかり等がいたんでいれば、修理するので、明るい八畳敷の部屋三間を用意等が通知の内容にあった。

藩は寛保時の触れに準じて、家中・町方・郷村に通知を出した。西国は善四郎秤、東国は守隨秤が定式、善

四郎秤以外は出さぬこと。緒が切れたのを自分で修繕していれば、取り除いて出すこと。秤改めの者が緒をつけて修理する。ただし価をとる。

上方(京都・大阪)の間屋から毎年売渡しの秤が多いのに、少数と尋ねたら、日本の秤を朝鮮の人が重宝がつて望むので、朝鮮渡りが多いと答える。宿の間屋は勿論、うかつな話、特に朝鮮筋の話をしなないこと等、細心の注意を払うようにとあった。

その頃、大阪役から京都秤師名代一行の風聞が届いた。善四郎真作以外の偽作秤類は、残らず廃棄する。城下・郷中何百丁と出させた後、探し出しては難題をいう。このようなことは何処の国でもある由。待遇如何によつては、旅籠・人足代等に損失をあたえる。御賢慮の前ながらも、伝承の趣を報じている。

藩は種々検討の末、秤改めの一行と折衝の年行司(町年寄)に、名代等の質問を予想して、次のような応答覚を渡して対処した。例えば、

秤類はおよそどの位あるか。当国は小国である。殊に近年二度(宝歴九・同十一)の府中の大火で焼失の秤類が多く、数がすくない。

御家中は如何に。当国は金・銀の通用がなく、銭通用である。必要な

時、商人が持参して用をさばいてくれる。皿秤は千木・秤同様に所持しない。

郷村は如何に。家中と同様、田舎から売出す品物は府中（厳原）へ持ち上って問屋ではかる。商人が郷村へ下って物を調える際、千木等を持つていくので、殊の外数が少ない。

寺社方は如何に。是も家中同様。金・銀の通用のないが、通用はいたって稀になどと変ったが、このような予想問答が先例となり、享和・天保・嘉永の秤改めに承継された。

秤改め期間の天保の二カ月は例外で、普通一カ月。人数は名代・役人・小者の七名乃至八名・薩摩・大隅・日向・豊後・肥前の巡回後、来島している。装束は、明和を例にとれば、七人中四人は帯刀、残りは脇差の姿である。一行は葵の御紋の皮覆掛の小箱、葵の御紋付の下に御朱印と書かれた大きな札を持って上陸と船改所は記している。

秤改めの際、出された数は明和の二一四丁。修理は二一二丁で、新調は一〇〇丁。天保の改数は一五五丁。修理一三二丁、新調二六丁である。

改めに出される秤類、新調する数が少いのに、秤改め名代は毎回当惑した。特に天保時はなやんだ。前回

享和時の郷村改数は二三〇丁余、今回は二四丁と余りにも少く不釣合である。国元に帰る訳にはいかぬと、町奉行を通じて御郡奉行に申し入れた。郷村で秤類を所持しない村は、小千木のはかり二丁宛の二〇〇丁、できなければ、各郷五丁宛の四〇丁の新調割当を要望した。御郡奉行は只今の郷村の有様では新調はできない、必要な時は問屋で用向きを達するので不必要とことわる一幕があった。

秤改めの際、名代一行に藩ほどのように配慮したであろうか。秤改め所の部屋・旅籠を改裝修繕の上、器物・夜具を借りて渡した。旅籠代は享和時六割、天保時は七割も負担した。さらに享和時から大阪迄の帰路の舟賃、船中用量を出す等、秤改めの少しのしに、種々と便宜をはかった。接遇の心労、費用負担はおびただしかった。

本館収蔵の皿秤の皿に御秤屋神善四郎・錘に神善四郎の極印がうってあるが、改印はない。無印の秤は対馬藩が秤改め名代一行にとった対応を語りかけるようである。

## 清玄寺鐘由来考

長 郷 嘉 寿



よく知られているように、当館所蔵の清玄寺ゆかりの梵鐘は、国指定の重要文化財であり、その銘文によって、応仁三年（一四六九）に仁位郡（現豊玉町）の清玄禅寺（後世天台に改宗）の鐘としてつくられ、鑄工は筑前葦屋の金屋大工大江貞家らであることが知られる。

発願人の同寺住持雲梯和尚は、この銘文の末尾に「欲鑄鉦鐘以啓発濁世之昏聩」と誌して、発願の動機と自らの悲願を述べ、その志を今日に伝えている。宗家文庫の寺社の古い御判物写のなかに、島主や郡主家から、この和尚に与えられた寄進状等

の判書がかなりみられ、西福寺（西泊）や東泉寺（仁位）もその末寺として、彼に進ぜられていたことなどから、その当時、彼は上下の崇敬を集めていた有徳の善知識であったことが察せられる。

以来、この大鐘は、清玄寺のつき鐘として、朝夕その清らかに澄んだ美しい音色を、静かな山里の空に響かせることになる。

さて、話題は一変するが、それから一九〇余年後の寛文二年（一六六二）、時の藩主宗義真（天龍院公）は、府中（現厳原町）平馬場に鐘樓を設けて、市中に時刻を知らせることにした。藩庁日記によれば、かねて注文中の鐘が、翌三年の七月に上方から到着したので、山伏三人に命じて浄めの祈禱をさせ、且つ一〇八のつき初めを済ませた上、さらに日柄を選んで、九月六日から毎日つかせるところが、この平馬場の打廻番所

の時鐘は、その後享保一九年（一七三四）四月一日の大火によって焼失する。藩では、止むなくお城の矢倉の太鼓を湯嶋天神に据えて打たせたが、「太鼓は遠音さし申さず」と大変不評であった。そこで、当時万松院の時鐘に掛けられていた、元清玄寺の時鐘を時鐘に用いることにし、万松院には代りに立亀庵の時鐘を掛けるように申し渡した。そして、府中の市ヶ峰（現測候所）には新たに鐘楼が建てられ、万松院から運ばれた元清玄寺の時鐘が掛けられ、同月二日から時を告げることになる。市ヶ峰の「鐘つき堂」の起りである。

以上は、藩庁日記によって把握することのできる元清玄寺鐘の動きのあらましであるが、「新対馬島誌」（以下新島誌と略称）にも、ほぼ似たような内容の記述があり、同誌には更に「この鐘もとは仁位清玄寺の什物であった。享保一一年、万松院が焼けたので末寺の時鐘を掛けていたのをここに移したものである」と明記されている。つまり「享保一一年（一七二六）の火災で万松院が焼け、（その時鐘も焼失したので）末寺（清玄寺）の時鐘を掛けていたのを、（今回）ここ（市ヶ峰）に移したものである」という訳であろうから、つまるとこ

ろは「享保一一年の火災の際に清玄寺から移した」と述べているのである。

なるほど、藩庁日記によれば、この年四月二三日の夜半の万松院の火災で「御佛殿、本堂、庫裏廻不残焼失」とあり、宗家歴代の位牌の一部や天龍院公の木像も灰燼に帰したとある。けれども、鐘楼や寺鐘が焼失したという記事を見ることはできないから、この時に万松院の寺鐘が焼失したとは考えられ難い。そこで、若しこの時寺鐘が焼けていないとすれば、清玄寺の時鐘を移す必要は無いことになるから、その八年後の享保一十九年に、それを市ヶ峰の鐘楼に移すことは出来なかつた筈である。しかし、実際には前記のとおり享保一十九年に市ヶ峰に移されたのであるから、この鐘は、その以前のある時期に、仁位から万松院に移されていなければならぬことになる。

こう考えると、筆者には長い間、新島誌のいう享保一一年の元清玄寺の時鐘の万松院への移転説が妙に気になつてならなかつた。

ところが、数年前に、正保五年（一六四八）の藩庁日記のなかに、「撞鐘仁之郷より来ル。万松院に上ル」とい

う記事を発見することができた。さらに引き続き寺社方の古い記録のなかに、同日付で同文の記事を確認することができたが、これには「翌十二日御つらせ被成」という一行が加えられていた。

これこそ、元清玄寺鐘が万松院に運ばれて、その鐘楼に掛けられた事実を伝えた記事である。この前年の初月五日の記事に、権現堂と万松院建立の普請を始める旨の記述があった。万松院の現在地に新しい堂宇が営まれたことが知られるので、その翌五年に仁位から移された梵鐘が、新しい鐘楼に掛けられたとする右の記事は十分にうなずける。

右によって明らかのように、元清玄寺鐘が宗家の菩提寺にふさわしい鐘として、万松院に移されたのは、正保五年（承応元年）の堂宇新建の時にまで遡ることが知られる。

要約すれば、応仁三年に鑄造された清玄寺鐘は、正保五年に万松院に移され、さらに享保一十九年市ヶ峰の時鐘となり、昭和五二年四月当館に収められるまで、市ヶ峰鐘つき堂の主として、長い間世の転変を見守つてきたのである。なお、今日では、時鐘のつき納めがいつであったのかは定かでない。

さて、この梵鐘は、対馬の代表的な文化財の一つとして、最近各種の出版物に載せられることが多いが、それらの解説や紹介文は、その殆どが新島誌の所説によるもので、公的機関発行の資料もまたこれと軌を一にして扱ふところがない。今回改めてこの一文を草する所以である。

最後に、次の二点を付記して参考

清玄寺鐘の鑄造地を筑前葦屋とするものがあるが、地元古来の伝承や「笠測奇聞」の記述に徴しても、対馬仁位とするのが妥当であろう。

また、諸資料に「測候所の時鐘」とするものもみられるが、鐘つき堂と測候所とは直接の関係はない。たまたまその所在地に、後世測候所が設けられ、結果的に同一場所に位置したというに過ぎないのである。

